

## (木) 災害援助等協力事業（法第13条第1項第5号及び第2項）

### 小項目 No. 20 災害援助等協力事業

#### 【中期計画】

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

(i) 国際緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。

(ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。

また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。

#### 【年度計画】

##### (1) 緊急援助隊派遣

ア. 国際緊急援助隊の派遣については、外務省の指示を受けてから日本を出発するまでに要する時間が、救助チームに関しては24時間以内、医療チームに関しては48時間以内の派遣とする。その際には、調査チームの活用やチャーター便の利用も検討し、より迅速な派遣を目指す。

イ. 緊急援助活動の強化等に資するため、研修・訓練内容を充実させる。

##### (2) 緊急援助物資供与

ア. 物資供与のモニタリングのモデル（調査項目、方法等）を被災頻度の高い国について試行的に導入する。

イ. 18年度に引き続きNGOと情報共有し、かつJICA事務所を活用し、連携による効率的な物資供与支援について検討する。

#### 【当年度における取組】

平成19年度は国際緊急援助隊（救助チーム及び医療チーム）の派遣実績はなかったが、18年度に立ち上げたチャーター機の利用体制の改善や、隊員の訓練・研修等迅速な派遣を行うための準備を着実に実施した。緊急援助物資の供与については、備蓄倉庫の所管事務所及び被災国の事務所との緊密な連携により、迅速に対応したほか、物資供与後のモニタリングの改善、NGO等との連携に向け継続的な取組等を行った。

### 1. 国際緊急援助隊の派遣

#### (1) 緊急援助隊の迅速な派遣

19年度における国際緊急援助隊（救助チーム及び医療チーム）の派遣実績はなかった。

他方、19年度は、現地ニーズによりの確に対応した派遣を行うため、被災国政府からの支援要請前に調査チームを派遣する制度を設けた。この制度を活用し、19年9月のスマトラ島地震（マグニチュード8.4）の発生に際し、被災状況の把握及び緊急援助の必要の有無を確認する目的で、機構のインドネシア事務所と国際緊急援助隊事務局の間で調整の上、地震発生翌日に事務所員を被災地に派遣した。調査結果を踏まえ、我が国政府として、救助チーム及び医療チームの派遣の必要はないと判断するに至ったが、その過程で現場の情報を迅速に収集し、外務省やNGO（ジャパン・プラットフォーム）に提供することができた。

そのほか、迅速なチーム派遣の方策のひとつとして18年度に整備した、チャーター便の利用体制が円滑に機能するかを確認するため、関係者を招集し、実際のチーム派遣を想定してのシミュレーションを実施し、18年度に行ったシミュレーション時に抽出された課題が解決できているか等を相互に確認した。また、チャーター便の就航時に必要となる被災国政府や領空通過国政府の了解について、政府ベースの側面支援が必要である等、新たな課題が抽出され、その解決の方向性について検討した。

## （２）研修・訓練の実績

19年度の研修・訓練の実績は以下のとおり。

- ・ 救助関係者対象：総合訓練（1回・138名）
- ・ 医療関係者対象：医療チーム向け導入研修（2回・88名）  
医療チーム向け中級研修（3回・370名）  
医療班（救助チームに帯同）研修基礎コース（1回・12名）  
医療班（救助チームに帯同）実践コース（総合訓練と合同実施）  
（1回・12名）
- ・ 業務調整員研修（2回・23名）

救助関係者を対象とする総合訓練を、JICA駒ヶ根で4泊5日の日程で実施した。座学に加え、救助資機材を使った想定訓練、発災から派遣、活動、撤収までのオペレーションのシミュレーション等、実践的な研修を行った。同訓練には、オーストラリアの救助チーム関係者も参加した。

医療チーム向け導入研修としては、仮登録者を対象に、緊急援助隊の概要等の座学に加えて、災害時のオペレーションをシミュレーション方式で行う、具体的かつ実践的な研修を実施した。また、中級研修は、登録者を対象に、具体的なテーマ毎の分科会を2年で1サイクルとなるように設計したカリキュラムに基づいて実施した。例えば、第3回中級研修では洪水災害への対応をテーマに掲げ、発災から派遣、活動、撤退までのシミュレーションを行い、チームの構成や活動内容等に関する課題の抽出と対応策を参加者間で検討した。これらのほか、救助チームに帯同する医療班研修基礎コースを実施し、救助チーム隊員の病気や怪我の手当てに加え、ガレキ回りでの医療活動を想定した座学及び実習を行った。

また、外部訓練として、19年7月30日から8月3日に、外務省、機構、3庁（警察庁、消

防庁、海上保安庁) 合同で、モンゴルにおいてINSARAG※(国際捜索・救助諮問グループ) 主催によるアジア大洋州地域・国を対象とした地震対応訓練に参加した。同訓練においては、地震発生から救助チームの派遣、活動、撤退までについてシミュレーション形式で実践的な訓練を行うとともに、海外のチームや被災国チーム等との連携のあり方について、意見交換等を通じて理解を深めた。

※国際捜索・救助チームが、被災国政府を支援し、他国の捜索・救助チームと協調・連携を図ることによって、効果的な活動が可能となるような体制作りを行うことを目的として組織された非公式な協議機関

## **2. 緊急援助物資供与**

### **(1) 適切な物資供与の実施と業務改善の状況**

緊急援助物資供与については、備蓄倉庫の所管事務所及び被災国の事務所との緊密な連携により、22カ国22件において迅速に実施し、被災国政府から高い評価を得た。

特に、20年1月末から2月末の1ヶ月間に、ボリビア(洪水)、中国(豪雪)、アフガニスタン及びタジキスタン(寒波)、エクアドル(洪水)、マダガスカル(サイクロン)と集中的に発生した6件の災害に際し、各被災国からの援助要請の翌日には緊急物資の供与の決定を行うことができた。

また、在外事務所による供与物資のモニタリング時の報告内容についてレビューを行い、優良事例を抽出するとともに、報告様式の統一、モニタリング内容(視点)の明確化及び今後の物資供与事業の改善に直接的に資する項目(品目、配布システム、使用方法等)に関して記載事項を明確にする等の見直しを行い、「モニタリング要領」として取りまとめた。これを、「新モニタリングモデル」として位置づけ、19年度より試行的に、被災国事務所向けの緊急援助物資供与の実施指示に併せて送付し、効果的なモニタリング実施に努めた。

### **(2) NGOとの連携の実施状況**

19年度は、NGOのジャパン・プラットフォームとの定期会合を4回実施し、緊急援助物資供与の際の物資の配布、医療活動、発災直後の情報収集・共有にかかる連携について継続して検討した。

特に、緊急援助物資供与の際の物資の配布については、被災国政府からの物資要請及び我が国主導による配布についての合意が必要であるとともに、NGO側が物資配布について発意を有する場合に行われるが、このようなケースにおいては積極的に連携を行うべく、発災後の機構とジャパン・プラットフォーム双方の手続き、供与の流れと連携のタイミングを、具体的に把握し共有するためのワークショップを19年4月に開催し、相互に理解を深めた。

また、19年5月に開催した在外事務所長会議の機会を捉えて、アジア地域の災害多発国の在外事務所長に対して、ジャパン・プラットフォームとの連携に関する現状の取組を説明し、状況に応じた発災時の連携の促進を図った。

このほか、16年のスマトラ沖地震・津波災害以降、大規模災害発生時の自衛隊との連携事例を踏まえて、オールジャパンとしての取組の強化を目的に、防衛省(自衛隊)との実務レベルの会合を19年度も引続き開催するとともに、防衛省が実施するセミナー、ワークショップ等に積極

的に本部国際緊急援助隊事務局のスタッフを参加させ、国際緊急援助隊の活動概要についての説明を行うとともに、関係者間で意見交換を行い、相互理解を図った。

### 3. 緊急援助隊法施行20周年の機会を捉えた理解促進

19年度は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の施行20周年にあたり、国際緊急援助隊の活動を幅広く理解してもらうべく、マスコミへの働きかけ、イベント・展示会の開催（9回）、広報誌への掲載（monthly Jica）、機構のホームページにおける国際緊急援助隊のサイトの開設等を通じて、積極的な広報活動を行った。

#### ●国際緊急援助隊20周年記念イベント「緊急援助隊20年のあゆみ」

19年9月22日、JICA地球ひろばにおいて国際緊急援助隊20周年記念イベントを開催した。このイベントでは、救助チームの一員として活躍する救助犬のデモンストレーション、緊急援助隊派遣経験者の体験談、被災地で使用されるテントや医療器具・通信機器の展示等を通して、緊急援助隊の活動をわかりやすい形で伝えるとともに、緊急援助隊の理念を広く市民と共有した（参加者100人超）。参加者からは「日本の援助が届いていることに誇りを感じた」といった声が聞かれた。

#### ●国際緊急援助隊オフィシャルサイトの開設

平成19年9月、緊急援助隊オフィシャルサイトを開設した。これにより従来の個別の災害対応にかかる随時の情報提供に加え、幅広いコンテンツ（緊急援助隊活動の概要、派遣事例、派遣体験者の声等）を提供できるようになり、積極的に情報発信する場を整えた。



## (へ) 人材養成確保 (法第13条第1項第6号)

### 小項目 No. 21 人材養成確保

#### 【中期計画】

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成・確保に努める。

そのため、

- 国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- 援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。
- 人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

#### 【年度計画】

ア. 国際協力関連機関・団体と連携しつつ、引き続き「PARTNER」利用者、利用団体並びに情報提供件数の拡充、人材登録の勧奨に努め、そのためにシステムならびにホームページのコンテンツ等の見直しを行う。

イ. これまでの成果を活かしながら、能力強化研修等の適切な実施・改善に取り組む。また、受講者の進路調査を行い、研修内容の改善を図る仕組みを導入する。

ウ. 人材育成をさらに幅広く行うため、国際開発問題を専攻する大学院生などの人材を対象としたインターンの受入を引き続き行うとともに、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

#### 【当年度における取組】

国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力人材センターの専用ホームページ「PARTNER」の情報提供機能を充実させて利用者増に繋げるとともに、キャリア相談機能を強化した。また、平成18年度に抜本的な見直しを行った専門家派遣前研修及び能力強化研修の着実な実施に取り組んだほか、専門家に関する研修と機構の事務所員の赴任前研修との相互連携の強化や、援助人材の養成と確保の一層の連携に向けた体制づくりの準備を進めた。さらに、インターン受入を始め、大学やNGOと連携した人材養成に取り組んだ。

### 1. 国際協力人材センターによる専門家人材の公募、登録の推進

#### (1) 国際協力人材センターの情報提供状況

国際協力人材センターでは専用ホームページ「PARTNER」による情報提供を充実させるため、各種取組を行った結果、利用者数も順調に増えた。

ア. 情報提供団体数の拡充

情報提供機能の強化の一環として、登録を行っていない団体に「PARTNER」のパンフレットを送付するとともに、機構の国内機関が開催するイベント等でもパンフレットを配布し、広く登録及び求人情報、研修・セミナー情報の掲載について勧奨した。また、19年10月のグローバルフェスタ JAPANにおいて、参加団体を個別訪問し、「PARTNER」の説明とともに団体登録の勧誘を行った。

19年度の登録機関・団体数は62団体（累計350団体）となった。

#### イ. 情報提供件数の拡充

国際協力人材センターの専用ホームページ「PARTNER」への登録を済ませ、同サイトを通じた情報提供が可能な団体に対し、求人や研修・セミナー情報等の効果的な掲載方法を紹介するメールを配信し、情報掲載の勧奨を行った。また、サイトの利用の効果についてアンケートを開始した。

19年度の情報提供件数等の実績は以下のとおり。なお、19年7月から12月上旬までの間「PARTNER」システムのセキュリティ対策のため、求人情報や研修・セミナー情報の登録団体による直接掲載が停止される期間が生じたが、機構が情報の代行入力を行ってその影響は最小限に留まった。

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 求人情報提供件数          | 1,984件 |
| 研修・セミナー情報提供件数     | 591件   |
| メール配信サービス（新規登録者数） | 6,975件 |

#### ウ. キャリア相談機能の強化

機構の事業をはじめとする国際協力への参画を目指す人へのキャリア相談機能の強化に取り組み、メールによる相談サービスに加え、18年8月に開始したキャリア相談員による登録者向け面談サービスを継続して行い、事業の現場で求められる資質や能力、実務経験等について直接助言及び指導を行った。

|                    |      |
|--------------------|------|
| キャリア相談サービス利用（相談）件数 | 259件 |
|--------------------|------|

## （2）専門家等の登録

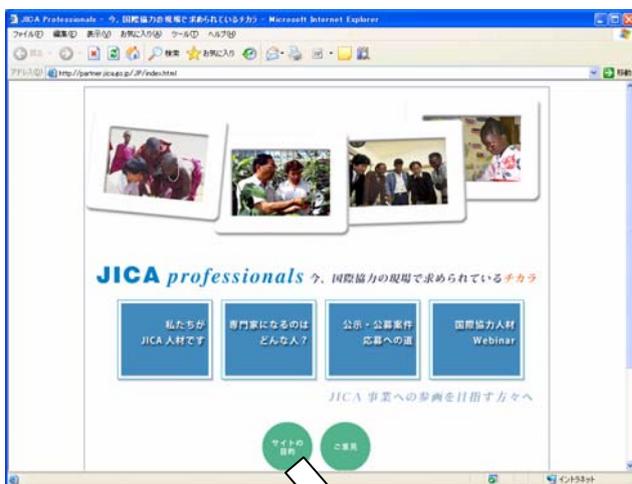
国際協力人材の発掘及び登録促進のため、19年度は以下の取組を行った。

ア. 「国際開発ジャーナル」（平成19年8月号）特集記事「JICAが考える国際協力人材」の掲載について、企画段階から協力するとともに、「国際開発ジャーナル」、「国際協力ガイド」及び「外交フォーラム」といった国際情勢、国際協力に関心を有する読者を持つ雑誌・書籍に「PARTNER」に関する広告を掲載し、「PARTNER」の利用及び人材登録の勧奨を行った。

イ。「国際協力人材セミナー」を東京、北海道及び兵庫で開催し、JICA専門家として求められる人材像やキャリア形成等について説明するとともに参加者の質問等に答える機会を設けた。

ウ。「PARTNER」内に設けた公募・公示制度の説明に関し、よりわかりやすいコンテンツに見直したほか、「JICA Professionals」のコーナーでは、JICA専門家12職種の説明を追加し、各職種に求められる資質や能力、キャリア等について、体験談の紹介等により充実させた。また、登録団体のリンクサイトを整備し、ユーザーの利便性及びサイト運営の信頼性を高めた。

これらの取組により、19年度の国際協力人材の新規登録者数は997名となった。



また、国際協力人材登録制度については5年毎に登録情報更新することとしており、19年度末に制度導入後最初の更新を迎えるため、対象となる登録者約4,300人に対し、郵送（1回）、電子メール（3回）で通知するとともに、問合せ・相談等に対応した。その結果、約1200名が登録更新手続きを行った。

20年3月末の総登録者数は9,489名となった。

## **2. 能力強化研修の適切な実施**

18年度において、従来の専門家養成研修を改編し、即戦力人材に対する能力付加型研修として設置した能力強化研修について、19年度は16コースを実施し、148名が受講した。そのうち研修員受入事業と連携して実施する研修を6コース、専門家派遣前研修との連携型研修を1コース（2回）実施した。改善に向けた取組として、カリキュラムを精査し、日程の効率化を図るとともに、海外研修を含むコースにおいて、日本国内での研修部分のみの受講も可能とし、即戦力人材にとって受講しやすいようにして研修機会の拡大を図った。また、研修旅費の自己負担（一部負担を含む）を全コースに導入した。

さらに、18年度の能力強化研修受講者に対して進路調査アンケートを実施し、回答者の82%が研修終了後国際協力活動に携わっており、JICA事業に携わった者（専門家、健康管理員等）も69%いることを確認した。（回答率68.3%）

専門家の派遣前研修は、18年度を上回る370名が受講した。18年度下半期に導入した聴講制度による聴講者数は延べ1,973名（18年度1,018名）、聴講手帳の新規配布実績は287名となった。各講義の質の向上に努めた結果、受講者アンケート（4段階評価）の平均値は、全員必修の共通研修で3.52（18年度3.36）、初赴任者向けのタイプ別研修を含む場合3.44（18年度3.39）にそれぞれ向上した。

前中期目標期間に見直しを進めてきた、専門家に関する研修と機構事務所員の赴任前研修との相互連携を強化し、より効果的に研修の実施、運営する観点から、20年度に、これら研修をJICA国際協力人材研修（赴任前研修（事務所員及び専門家等）、配偶者研修、語学研修、能力強化研修）として組み替えて一元的に実施することとした。併せて、国際協力総合研修所に置いていた人材養成グループを、20年度より、人材の確保・派遣等を担当する国際協力人材部の所管による総合研修センターとして組織改編する方向で整理し、専門家等援助人材の養成と確保の一層の連携を図る体制を整えることとした。

さらに、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合を踏まえ、多様なJICA事業の全体像や目指す方向性についての共通認識を深めて効果的な援助を行っていくことが重要との認識に立ち、研修副教材として、JICA事業の実務に関する知識・資料をとりまとめた「JICA国際協力人材・実務ハンドブック（初版）」を作成した。（20年度以降の研修で使用開始予定。）20年1月～3月に試行的に使用したところ、9割を超える利用者から役に立つとの評価を得ており、コメント・要望も踏まえ、さらなる改善を図っていく。

## **3. 幅広い人材育成のための取組**

### **（1）インターンの受入**

国際協力・開発援助に関わりの深い分野を専攻し、将来、国際協力分野において活躍することを希望する大学院生等を対象に、公募及び大学との協定等に基づく、インターンの受入を行っている。

19年度は、大学院生を対象とした公募型インターンは92名の応募があり、45名を受け入れた。(実習先の内訳：本部7名、在外事務所28名、国内機関10名)

終了後に実施したアンケートにおいて、本インターシッププログラムへの参加を希望した理由として、国際協力業務における実務経験(26%)、JICA事業の理解(22%)、今後のキャリアへの参考(22%)、研究活動へのフィードバック(17%)を期待するものが主なものであったが、これに対する達成度として9割以上の参加者が達成できた、あるいは概ね達成できたと回答した。

また、国内機関等が主に所管地域の大学と協定、覚書を取り交わし、学部生も対象として受け入れる協定型インターンは合計75名であった(実習先：国内機関等63名、7在外事務所12名)。インターンの内容としては、夏季休暇期間を中心に、実習を通じたJICA事業の理解促進を主目的とするものが多かったが、中には2ヶ月近くにわたり、海外で水資源問題に関する社会調査を行うなど、具体的な研究テーマを設定して実習に取り組んだケースもあった。

## **(2) 大学との連携講座の実施**

19年度は、大学等との連携講座を109大学で192件実施し、このうち単位認定がなされる大学は63大学となった。また、青年海外協力隊への参加を単位認定する大学が4大学(広島大学大学院、帯広畜産大学大学院、首都大学東京、天理大学)となるなど、将来の援助人材育成を見据えた連携が着実に進んだ。

また、20年10月の国際協力銀行(海外経済協力業務)との統合後の大学連携にかかる基本的な考え方や、これまでに締結された大学との協定及び覚書の新組織への承継方針等について、国際協力銀行との間で協議を開始した。

## (ト) 法第13条第1項第7号に基づく案件形成支援、調査研究業務（法第13条第1項第7号）

### 小項目 No. 22 案件形成支援、調査研究業務

#### 【中期計画】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。また、研究成果に基づく対外発信の充実に努める。

案件形成支援は、開発途上国との対話を通じた戦略的、効果的の事業を発掘・形成する上で政策的に重要であり、今後も現地リソースの活用の拡大や企画調査員の配置の見直し等を通じて、一層の重点化を促進しつつ、政策上の必要性を踏まえて、機動的・効果的な実施を図る。

#### 【年度計画】

ア. 海外の研究者の招聘や、その提唱する共同研究に参加することを通じ、国際的な研究ネットワークとの関係構築を図る。また、国際場裡における主要な援助課題等に関する調査研究を実施するとともに、既往調査研究案件の成果を活用し、国内外での発信・共有機会を拡充する。

イ. 案件形成支援について、現地リソースの活用の拡大や企画調査員の配置の見直し等を通じて、一層の重点化を促進しつつ、政策上の必要性を踏まえて、機動的・効果的な実施を図る。

#### 【当年度における取組】

改正機構法の趣旨を踏まえた新研究所の設置（改編）を中心とする新JICAにおける研究のあり方について検討を進めたほか、円滑な研究活動に向けた国際的研究ネットワークの構築及び研究成果に基づく積極的な対外発信に努めた。

また、政策上の必要性・緊急性を踏まえた案件形成支援を的確に行うとともに、現地リソースの活用や企画調査員の配置の見直し等を通じて重点化を進めた。

### 1. 調査研究および対外発信強化

改正機構法において、研究活動が機構の主たる業務の一つとして新たに加えられたことを受け、国際協力総合研修所について、研究機能の強化のため、既存の調査活動及び人材養成関連機能を本部に移管した上で、国際協力銀行開発金融研究所（海外経済協力業務）と統合し、研究に特化した機関に改編することとした。

19年度は、新研究所における研究のあり方について、学識経験者の意見も参考にしつつ、国際協力銀行との間で検討を重ねるとともに、途上国の開発の進展への貢献及び我が国の国際的発信力の強化を究極の目標に、後述のとおり、海外の研究者の招聘・交流や共同研究の立ち上げ、国際会議での発信等の実績を重ねながら、国際的な研究ネットワークとの関係構築を図ってきた。

19年度末からは、中期的な研究戦略及び研究計画の策定を開始した。策定作業を通じて、研究対象の絞り込み、開発潮流にインパクトを与える研究テーマの発掘、科学的かつ実証を重視し

た研究手法の導入、研究体制の構築等を進めることとしている。20年10月の統合時までには研究戦略および計画の骨子を策定し、一定の研究体制を整備する。

#### 【19年度の取組】

##### ●紛争予防と開発協力

- ・「紛争予防と開発協力」研究プロジェクトによる「貧困削減政策への紛争予防政策の統合」セミナーを開催。(19年6月1日。米国ニュースクール大学院 福田パー教授、英国ロンドン大学キングスカレッジ客員教授ピチオット教授を招聘)
- ・「紛争予防と開発協力」をテーマとする国連開発計画(UNDP)アフリカ局との共同研究を開始。(19年5月～20年3月)
- ・「アフリカにおける紛争予防と開発協力に関する国際会議(英国ウィルトンパーク会合)」をUNDPと共同開催し、緒方理事長が基調講演。「紛争予防のための国際的な枠組」等、様々なセッションに分かれて政策対話を実施。開発及び援助における政治的側面の分析及び配慮の重要性を強調。(19年11月8日～10日)
- ・Global Development Network(GDN:1998年に世界銀行のイニシアティブにより立ち上げられた途上国と先進国の研究者・実務者間のネットワーク)ブリスベン会合にて、脆弱国支援及び紛争予防と開発に関する研究発表を実施。(20年2月)

##### ●グローバル化の中の途上国開発

- ・米国コロンビア大学スティグリッツ教授主催政策対話イニシアティブ(IPD:Initiative for Policy Dialogue)のアフリカン・タスクフォースとの関係を構築。(19年7月に英国マンチェスター大学で行われたタスクフォース会合に参加)
- ・「グローバル化の中の途上国開発と日本への期待」日本経済研究センターとのセミナー共催。(19年7月31日。米国コロンビア大学スティグリッツ教授招聘)

##### ●アジアの経済成長とアフリカ開発

- ・第4回アフリカ開発会議(TICADIV)に向け、国際協力銀行と協力し、アジアの経済成長とアフリカ開発にかかる検討会報告書を取り纏め。報告書は、TICADIVのサイドイベントとしてシンポジウムを開催し、途上国の国家元首や政策担当者に向け発表。
- ・アフリカ・アジア及び日本の研究者とのワークショップ開催。(20年2月。「アジアの成長経験とアフリカの開発」研究会の一環)
- ・アフリカ開発に関するアジア経済研究所との合同会合「アフリカ開発—過去、現在、未来」開催。(19年2月29日。英国オックスフォード大学ポール・コリア教授による基調報告)

##### ●気候変動

- ・COP13(第13回気候変動枠組条約締約国会議)インドネシア・バリ会合にて、気候変動に関する緩和策及び適応策に関する調査研究の成果(機構の協力事例)を紹介。(19年12月)

##### ●国際的な援助潮流への発信

- ・総合的な能力開発(キャパシティ・ディベロプメント)国際共同研究の一環、でタイ・バン

コクにて国際ワークショップを開催（19年10月）。機構の技術協力の有効性についてアピール。一連の研究成果は、20年9月に開催されるOECD開発援助委員会のアクラ・ハイレベル会合に活用予定。

#### ●海外の研究者との交流

- ・19年11月：援助機関の取組姿勢に関するクローズド・セミナー開催。（米国ブルッキングス研究所イースタリー研究員招聘）
- ・ASEAN戦略研究所グループとの共同研究を開始。（ASEAN統合における人間の安全保障の主流化に関する政策研究。本格的な研究活動は20年度以降）

## 2. 案件形成支援

### （1）案件形成支援の実績

機構は、政府の外交方針および援助方針等政策を踏まえつつ、現地ODAタスクフォースの活動を通じて、開発途上国の重点開発課題を的確に把握するとともに、課題解決に向けて策定したプログラムに沿って具体的な案件形成にかかる支援を実施しており、19年度は90カ国298のプログラムについて、プロジェクト形成調査等の案件形成支援事業を実施した（東南アジア52プログラム、その他のアジア52プログラム、大洋州10プログラム、中南米60プログラム、アフリカ87プログラム、中東32プログラム、欧州5プログラム）。この結果、これまでに196のプログラムにおいて具体的なプロジェクト案が作成されており、21年度の新規案件として検討される見込みである。

なお、18年度に実施した案件形成支援事業（88カ国325プログラム）を基に、19年度及び20年度要望調査において217のプログラムについて具体的なプロジェクトが要請され、厳しい予算状況の下151プログラムで採択がなされた。

19年度は、後述のとおり、ASEAN首脳会議のフォローアップ、ペルー太平洋岸地震にかかる復興支援等の政策上の必要性・緊急性に応じた案件形成を行ったほか、20年10月の改正機構法の施行を踏まえ、3つの援助手法の一体的運用を念頭においた案件形成支援に取り組んだ。

〈政策上の必要性・緊急性に応じた案件形成支援の具体例〉

#### ●ASEAN海上保安（日・ASEAN首脳会議のフォローアップ）

19年11月の日・ASEAN首脳会議を受け、ASEAN地域における海上保安分野のプログラム形成調査を実施し、これまでASEAN各国で個別に行われていた海上保安分野の取組について、関係各国が連携、協力するメカニズムの構築を図るとともに、具体的な連携案件の形成支援を行った。結果として、「東南アジア海上安全・保安地域協力プログラム」（仮称）を策定すると共に、20年度実施案件としてインドネシアを拠点とする「海運安全性向上プロジェクト」が採択された。

#### ●ペルー太平洋岸地震災害復興支援

19年8月に起きたペルー太平洋岸地震を受け、日本政府は、1,600万円相当の緊急援

助物資（テント、毛布、スリーピングマット）の供与に加え、130万ドル（約1億5,100万円）の緊急無償資金協力（仮設校舎建設、仮設トイレ、大型水タンクの購入に充当）を実施した。一連の政府の動きを受けて、機構は、緊急対応から復興への継ぎ目のない支援を目指し、翌9月に案件形成支援事業の枠組で災害復興支援ニーズ調査を実施した。本調査の結果に基づき、19年度案件として、上水道施設と学校再建を行う無償資金協力「ペルー太平洋岸地震災害復興支援」の事前調査及び開発調査（「耐震住宅による住宅復旧推進計画調査」）を実施することが決定した。

〈3つの援助手法の一体的実施を意識した案件形成支援の具体例〉

●ベトナム都市水環境管理

環境管理分野について、セクター分析を通じた開発課題のレビューやプログラム形成調査を実施し、円借款、技術協力プロジェクト、協力隊活動等を組み合わせたプログラム案をとりまとめた。その結果、本プログラムの下で、20年度に「全国水環境管理能力向上プロジェクト」、「ホーチミン市水環境管理能力強化プロジェクト」等を実施することが決定された。本プログラムでは、技術協力を通じた行政機関の能力向上と、現在実施中の円借款「ホーチミン市水環境改善事業（第一期、第二期）」等による排水・汚水処理施設の整備を連携させることで、ベトナムの公共用水域の水質改善及び汚染負荷の軽減という中長期的なアウトカムの発現を目指している。

**（2）案件形成支援事業における現地リソースの活用**

19年度に案件形成支援事業を実施した298プログラムのうち、135のプログラムで現地コンサルタント及びNGO等の現地リソースを活用した（東南アジア19、その他のアジア22、大洋州0、中南米38、アフリカ44、中東7、欧州5）。（平成18年度は、325プログラム中132プログラムで活用（東南アジア17、その他のアジア19、大洋州4、中南米39、アフリカ40、中東7、欧州6）。

**【現地リソースの活用例】**

- ベトナム国保健医療機関の機能強化支援プログラムにおけるプロジェクト形成調査において、保健セクターの基礎情報収集及び分析を目的として、現地コンサルタントを活用した。
- モザンビーク国農村開発プログラムにおいて、現地NGOを活用し、基礎情報収集及び新規案件アイデアの意見交換を実施した。

**（3）企画調査員の配置の見直し**

18年度は198プログラム（東南アジア44、その他のアジア34、大洋州10、中南米3

0、アフリカ57、中東21、欧州2)において、本邦から企画調査員を派遣していたが、19年度においては180プログラム(東南アジア32、その他のアジア27、大洋州8、中南米29、アフリカ58、中東25、欧州1)となった。この中で、アジア地域では、現地リソースの活用可能性も踏まえ、企画調査員を配置するプログラムを絞り込みつつ、第4回アフリカ開発会議(TICADIV)の開催も念頭に、アフリカ地域に企画調査員を重点的に配置することを基本方針として、戦略的な配置に努めた。

### 3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

#### 小項目 No. 23 予算、収支計画、資金計画

##### 【中期計画】

##### (1) 予算（人件費の見積を含む。）別表 1

運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

##### (2) 収支計画 別表 2

保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

##### (3) 資金計画 別表 3

融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。

国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。

##### 【年度計画】

##### 1. 予算（人件費の見積を含む。） 別表 1 (略)

##### 2. 収支計画 別表 2 (略)

土地・建物の効率的な活用を促進するよう中期計画で認可された重要財産の処分について検討を進めるとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

##### 3. 資金計画 別表 3 (略)

ア. 融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、債務緩和特別措置を実施し、新たな償還計画に基づき回収を行う。

イ. 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層からの寄附金の受け入れに努めるとともに、機構内に運営委員会を設置し、透明性の確保を図る。また、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。

##### 【当年度における取組】

##### 1. 予算、収支計画、資金計画に関する実績

決算報告書：別表 1

損益計算書：別表 2

## 2. 保有資産の売却等、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行の実績

保有資産の売却については、中期計画において処分を計画している資産のうち、平成19年度は職員住宅3戸を売却した。

自己収入のうち雑収入については、別表1（決算報告書）のとおり、1,214百万円の収入があったが、そのうち予算編成時には見積もることのできない過年度経費の戻入等を除くと収入は1,016百万円であり、18年度比420百万円の増収となった。これは、保有施設の有効活用による施設利用収入の増加、不動産売却収入及び利息収入の増加等によるものである。

固定的経費については、光熱水料、通信運搬費、パソコン損料、公用車経費等を対象とし、その節減に取り組んでいる。19年度は、業務公電データベースシステム等の導入による電子化を進めたことにより、通信運搬費を18年度実績に比べ約85百万円節減したほか、パソコン損料についても、約9百万円節減した。

予算の効率的執行については、業務調整員等の処遇見直し、研修員受入に係る経費の削減、ボランティアの募集選考及び技術補完研修に係る経費の削減、人員の養成確保に係る経費の削減に取り組んだ。運営費交付金の残高は、6,899百万円となっており、その内訳は以下のとおりである。

次年度への繰越（契約済み又は計画済みで支払が翌年度になるもの）

|                 |          |
|-----------------|----------|
|                 | 3,811百万円 |
| 前渡金             | 2,507百万円 |
| その他不使用額         | 432百万円   |
| たな卸し資産、前払費用、仮払金 | 149百万円   |

このうち、次年度への繰越額（3,811百万円）は、アフリカ開発への支援強化、アジア、中東、アフリカ等における平和の構築・定着の促進に係る協力等を行ったが、治安、相手国側機関の都合等、現地事情により、当初の計画に変更が生じたため、年度を跨いで契約せざるを得なかったことから、3,811百万円を次年度へ繰越すことになった。

19年度は、貸倒引当金戻入、開発投融資利息収入等の利益要因（19年度計932百万円）から、円高による外貨建貸付債権の評価損等に伴う外国為替差損（827百万円）等の損失要因（19年度計893百万円）を控除した額（39百万円）を当期総利益として計上した。

機構は、運営費交付金債務の費用進行基準による収益化を行っていることもあり、当該利益については独立行政法人通則法第44条第3項による積立金（独立行政法人の経営努力により生じた利益として主務大臣の承認を受け、剰余金の使途に充てることができる積立金）として申請を行っていない。

### 3. 融資事業における債権回収等の実績

特殊法人等整理合理化計画（13年2月）に基づき、開発投融資事業は14年度をもって廃止となり、14年度以降新規の融資承諾はない（債権の返済期限（最終）は43年度）。また、移住融資事業についても、17年度末をもって廃止となり、18年度以降の新規融資はない（返済期限（最終）は34年度）。

#### （1）開発投融資

貸付金元本及び利息の回収を実施した。

19年度は繰上げ償還等があったため、年度当初の計画額（1,485百万円）に比べ、58百万円増の1,543百万円の回収実績があった。

（単位：百万円）

|    | 計画額   | 実績額   | 差額 |
|----|-------|-------|----|
| 元金 | 1,341 | 1,399 | 58 |
| 利息 | 144   | 144   | 0  |
| 合計 | 1,485 | 1,543 | 58 |

（注）端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

#### （2）移住関係

移住融資債権及び入植地割賦債権の元本及び利息等の回収を実施した。

19年度は繰上げ償還があったため、年度当初の計画額（547百万円）に比べ、57百万円増の603百万円の回収実績があった。

また、政府方針に基づき、19年度についてもドミニカ共和国分の融資債権の債務緩和特別措置（ドル建てからペソ建てへの変更等）に係る債務者との協議を継続し、34件の債務緩和を実施した。

アルゼンチン、パラグアイ及びボリビア共和国の債務者に対しては説明会の実施や債務者への個別訪問などにより、償還計画の見直しについて協議した。

（単位：百万円）

|      | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|------|-----|-----|----|
| 元金   | 458 | 487 | 29 |
| うち融資 | 451 | 474 | 22 |
| 入植地  | 7   | 14  | 7  |
| 利息   | 89  | 116 | 28 |
| うち融資 | 88  | 105 | 17 |
| 入植地  | 1   | 11  | 10 |
| 合計   | 547 | 604 | 57 |

（注）端数処理の関係で合計と一致しない場合がある

## 4. 寄附金の受入・管理・運用の実績

### (1) 世界の人びとのための J I C A 基金

「世界の人びとのための J I C A 基金」は、国民に対して国際協力に参画する場を提供することにより、開発援助及び機構事業に対する理解と支持を得ることなどを目的として、19年4月からウェブサイトを通じた受入れを開始した。寄附金は、開発途上国における貧困削減や人々の生活改善に貢献する現地活動に充てることとして広く募集を行い、寄附者の関心（地域・分野）も踏まえつつ、有識者を交えて決定することとしている。

19年度には、8,612,826 円の寄附を受け入れ、20年度第1四半期において、当該寄附金配分を希望する活動の募集を予定している。

### (2) 野口英世アフリカ賞基金

「野口英世アフリカ賞基金」は、「野口英世アフリカ賞」（注）の副賞の原資に充てるため、本賞の趣旨に賛同する国民からの寄附金の募集することとなり、その管理・運営について内閣府からの委託を受けて機構が行い、19年度においては127,480,100 円の寄附を受け入れた。（本寄附は、20年5月に開催された第4回アフリカ開発会議（T I C A D I V）に際して、政府からの原資と併せ、受賞者に授与された。）

（注）「野口英世アフリカ賞」：感染症等の疾病対策の向上を目的として、アフリカにおける医学研究・医療活動分野の功績者を日本国政府が顕彰する目的で18年7月28日に創設が閣議決定されたもの。

## 別表 1

平成19年度 決算報告書  
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：百万円)

| 区分             | 年度計画    | 決算額     | 差額    | 備考 |
|----------------|---------|---------|-------|----|
| 収入             |         |         |       |    |
| 運営費交付金収入       | 155,626 | 155,626 | 0     |    |
| 受託収入           | 2,990   | 2,766   | △224  | 注1 |
| 開発投融资貸付利息収入    | 149     | 144     | △4    |    |
| 入植地割賦利息収入      | 1       | 11      | 10    |    |
| 移住投融资貸付金利息収入   | 88      | 105     | 17    |    |
| その他収入          | 420     | 1,214   | 794   | 注2 |
| 寄附金収入          | 20      | 1       | △20   |    |
| 雑収入            | 400     | 1,214   | 814   |    |
| 施設整備資金より受入     | 1,616   | 1,041   | △575  |    |
| 計              | 160,889 | 160,907 | 19    |    |
| 支出             | 0       | 0       | 0     |    |
| 一般管理費          | 11,981  | 12,289  | △307  |    |
| うち人件費          | 3,645   | 3,757   | △112  | 注3 |
| 物件費            | 8,108   | 7,980   | 128   |    |
| 統合準備経費         | 228     | 552     | △323  | 注4 |
| 業務経費           | 144,282 | 143,590 | 692   | 注5 |
| うち国・課題別事業計画関係費 | 4,906   | 4,819   | 87    |    |
| 技術協力プロジェクト関係費  | 79,752  | 80,707  | △955  |    |
| フォローアップ関係費     | 1,608   | 1,436   | 173   |    |
| 無償資金協力関係費      | 4,518   | 3,864   | 653   |    |
| 国民参加型協力関係費     | 26,117  | 25,694  | 423   |    |
| 海外移住関係費        | 490     | 476     | 13    |    |
| 災害援助等協力関係費     | 800     | 489     | 311   |    |
| 人材養成確保関係費      | 3,283   | 3,161   | 121   |    |
| 事業評価関係費        | 811     | 608     | 203   |    |
| 事業附帯関係費        | 7,976   | 8,405   | △429  |    |
| 事業支援関係費        | 14,021  | 13,930  | 90    |    |
| 施設整備費          | 1,616   | 1,041   | 575   | 注6 |
| 受託経費           | 2,990   | 2,560   | 429   | 注7 |
| 寄付金事業費         | 20      | 1       | 20    | 注8 |
| 計              | 160,889 | 159,480 | 1,409 |    |

## 予算額と決算額の差異説明

注1 相手国政府との協議および治安悪化による案件実施の遅延等があったため。

注2 予算段階では見積もることのできない過年度経費の戻し入れ等があったため。

注3 早期退職者数が予算段階における見込み数を上回ったため。

注4 前中期目標期間の最終事業年度における積立金の一部を組織および業務の統合に関連した経費の財源に充当することを主務大臣により承認されたこと等による。

注5 相手国政府との協議および治安悪化による案件実施の遅延等があったため。

なお、内訳の差額については、当初予定していた執行配分の見直しを行ったため。

注6 中部センター建替工事にかかる施工業者への支払いの一部が20年度にずれ込んだこと等による。

注7 相手国政府との協議および治安悪化による案件実施の遅延等があったため。

注8 寄附金による支援を行う対象事業の選定に時間を要するため。

## 別表 2

## 損 益 計 算 書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：百万円)

|                 |        |         |         |
|-----------------|--------|---------|---------|
| 経常費用            |        |         |         |
| 業務費             |        |         |         |
| 国・課題別事業計画関係費    | 4,791  |         |         |
| 技術協力プロジェクト関係費   | 79,713 |         |         |
| 無償資金協力関係費       | 3,417  |         |         |
| 国民参加型協力関係費      | 25,661 |         |         |
| 海外移住関係費         | 476    |         |         |
| 災害援助等協力関係費      | 522    |         |         |
| 人材養成確保関係費       | 3,153  |         |         |
| フォローアップ関係費      | 1,438  |         |         |
| 事業評価関係費         | 600    |         |         |
| 事業附帯関係費         | 8,113  |         |         |
| 事業支援関係費         | 13,844 |         |         |
| 受託経費            | 2,560  |         |         |
| 寄附金事業費          | 1      |         |         |
| 減価償却費           | 546    | 144,835 |         |
| 一般管理費           |        | 12,189  |         |
| 財務費用            |        |         |         |
| 支払利息            | 12     |         |         |
| 外国為替差損          | 827    | 840     |         |
| 雑損              |        | 36      |         |
| 経常費用合計          |        |         | 157,900 |
| 経常収益            |        |         |         |
| 運営費交付金収益        |        | 148,122 |         |
| 受託収入            |        | 2,563   |         |
| 開発投融資収入         |        | 140     |         |
| 入植地事業収入         |        | 11      |         |
| 移住投融資収入         |        | 97      |         |
| 寄附金収益           |        | 1       |         |
| 貸倒引当金戻入         |        | 678     |         |
| 資産見返運営費交付金戻入    |        | 395     |         |
| 資産見返補助金等戻入      |        | 20      |         |
| 財務収益            |        |         |         |
| 受取利息            | 263    | 263     |         |
| 雑益              |        | 856     |         |
| 経常収益合計          |        |         | 153,146 |
| 経常利益            |        |         | △ 4,754 |
| 臨時損失            |        |         |         |
| 固定資産除却損         |        | 6       |         |
| 固定資産売却損         |        | 10      | 16      |
| 臨時利益            |        |         |         |
| 固定資産売却益         |        | 1       |         |
| 関係会社株式整理益       |        | 6       | 7       |
| 当期純利益           |        |         | △ 4,764 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 |        |         | 4,803   |
| 当期総利益           |        |         | 39      |

キャッシュ・フロー計算書  
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：百万円)

|     |                  |           |
|-----|------------------|-----------|
| I   | 業務活動によるキャッシュ・フロー |           |
|     | 事業支出             | △ 138,767 |
|     | 受託経費支出           | △ 2,518   |
|     | 人件費支出            | △ 16,413  |
|     | その他の業務支出         | △ 880     |
|     | 運営費交付金収入         | 155,626   |
|     | 受託事業収入           | 2,750     |
|     | 貸付金利息収入          | 250       |
|     | 入植地事業収入          | 25        |
|     | 利息収入             | 11        |
|     | 割賦元金             | 14        |
|     | 施設利用収入           | 0         |
|     | 寄附金収入            | 1         |
|     | その他の収入           | 1,649     |
|     | 小計               | 1,721     |
|     | 利息の受取額           | 259       |
|     | 利息の支払額           | △ 12      |
|     | 国庫納付金の支払額        | △ 652     |
|     | 業務活動によるキャッシュ・フロー | 1,316     |
| II  | 投資活動によるキャッシュ・フロー |           |
|     | 固定資産の取得による支出     | △ 1,555   |
|     | 固定資産の売却による収入     | 58        |
|     | 貸付けによる支出         | 0         |
|     | 貸付金の回収による収入      | 1,854     |
|     | 定期預金の払戻による収入     | 400       |
|     | 譲渡性預金の払戻による収入    | 1,500     |
|     | 関係会社清算による収入      | 49        |
|     | 投資活動によるキャッシュ・フロー | 2,306     |
| III | 財務活動によるキャッシュ・フロー |           |
|     | リース債務の返済による支出    | △ 283     |
|     | 国庫納付金の支払額        | △ 5,175   |
|     | 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 5,458   |
| IV  | 資金に係る換算差額        | △ 194     |
| V   | 資金減少額            | △ 2,030   |
| VI  | 資金期首残高           | 5,192     |
| VII | 資金期末残高           | 3,162     |

## 4. 短期借入金の限度額

### 小項目 No. 24 短期借入金の限度額

#### 【中期計画】

390 億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

#### 【年度計画】

390 億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

#### 【当年度における取組】

短期借入金の実績はない。

## 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

### 小項目 No. 25 重要な財産の譲渡等の計画

#### 【中期計画】

ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、東京国際センター八王子別館の土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅の処分を計画

#### 【年度計画】

中期計画で認可された重要財産の譲渡等処分の準備を進める。

#### 【当年度における取組】

##### 1. ボリビア国農牧技術センター建物

ボリビア国農牧技術センター建物について、平成19年12月に本部から運営指導調査団を派遣し、日系農協（サンフアン農牧総合協同組合、オキナワ農牧総合協同組合）が承継し、事業を継続する方向で、具体的な維持管理計画の策定に向けて協議を行った。実施中のプロジェクトが終了する21年度中に譲渡する方向で準備を進めている。

##### 2. パラグアイ国農業総合試験場土地・建物

パラグアイ国農業総合試験場土地・建物について、19年12月に本部から運営指導調査団を派遣し、日系農協中央会が承継し、事業を継続する方向で、具体的な維持管理計画の策定に向け協議を行った。実施中のプロジェクトが終了する21年度中に譲渡する方向で準備を進めている。

##### 3. 東京国際センター八王子別館の土地・建物

東京国際センター八王子別館の土地・建物の鑑定評価を行い、処分方針の検討を進めた。

##### 4. 中部国際センター土地・建物

中部国際センターの土地・建物について、建て替え工事の進捗をみつつ、処分に係る情報収集を行った。

##### 5. 職員住宅

職員住宅について、第2期中期目標期間中に30戸程度の処分を計画している。19年度中に職員住宅5戸の処分を決定し、売却手続きを進めた。うち3戸については売却済み。

## **6. 剰余金の使途**

### **小項目 No. 26 剰余金の使途**

#### **【中期計画】**

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

#### **【年度計画】**

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備、並びに改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

#### **【当年度における取組】**

独立行政法人通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることのできる積立金の実績はない。

## 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 施設・設備に関する計画

#### 小項目 No. 27 施設・設備に関する計画

##### 【中期計画】

業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。

平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

| 施設・設備の内容        | 財源     | 予定額   |
|-----------------|--------|-------|
| 中部国際センター建替え     | 施設整備資金 | 2,049 |
| 本部及び国内機関施設整備・改修 | 施設整備資金 | 4,304 |
| 計               | 施設整備資金 | 6,353 |

（注記）金額については見込みである。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されるこ

とがありうる。

##### 【年度計画】

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。

平成19年度の施設・設備の整備に関する計画

| 施設・設備の内容        | 財源     | 予定額（単位：百万円） |
|-----------------|--------|-------------|
| 中部国際センター建替え     | 施設整備資金 | 736         |
| 本部及び国内機関施設整備・改修 | 施設整備資金 | 880         |
| 計               | 施設整備資金 | 1,616       |

（注記）金額については見込みである。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、有償資金協力業務及び無償資金協力業務との統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

##### 【当年度における取組】

国内機関等の既存施設整備については、平成19年度の施設・設備改修計画に基づき、設計・施工監理、工事を行った。中部国際センター建替えについては、19年度は実施設計（積算、確認申請手続き、入札図書作成等）後に施工業者を選定し、19年12月に着工した（20年度中に完工見込み）。

執行額が予定額を下回ったのは、①一般競争入札による業者選定の結果、予定価格を下回り残額が生じたこと、②中部国際センター建替工事において施工業者2社が前金払を希望せず、19

年度に予定していた支払いの一部が20年度の支払いとなったことによるものである。

なお、19年度は国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に関連した施設・設備の整備として、執務場所の一本化を予定している在外事務所の入居工事を追加実施した。

(単位：百万円)

| 施設・設備の内容        | 予定額   | 執行額   |
|-----------------|-------|-------|
| 中部国際センター建替え     | 736   | 515   |
| 本部及び国内機関施設整備・改修 | 880   | 518   |
| 在外事務所入居工事       | 0     | 8     |
| 計               | 1,616 | 1,041 |

## (2) 人事に関する計画

### 小項目 No. 28 人事に関する計画

#### 【中期計画】

##### (イ) 方針

効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、

- 的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。
- 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、在外主導體制の定着に向け、組織としてのプログラム策定及び課題対応力の強化に資する職員研修を拡充する。

##### (ロ) 人員に係る指標

期末の常勤職員数を 1,326 人とする。

中期目標期間中の人件費総額見込み 65,159 百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び技術協力派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

#### 【年度計画】

- ア. 勤務成績の評価を年 2 回実施するとともに、人事評価者研修の継続、改善等に努め、人事評価の実施体制の定着を図る。
- イ. 管理職登用を中心とした昇格審査の継続、改善等に努めるとともに、在外強化の方向性を踏まえた人事ローテーションに基づき、適材適所の人員配置を行う。
- ウ. 各種階層別研修を引き続き実施し、その定着を図るとともに、在外事務所員の専門能力強化のための研修、国をみる能力強化のための研修等の専門研修の拡充、新設等により国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発を支援する。また、自己研鑽支援制度の拡充等を併せて検討する。

#### 【当年度における取組】

平成 19 年度は、勤務成績の評価結果を引続き賞与及び昇給に反映させた。職員へのアンケート調査では、職員の 7 割以上が現在の仕事にやりがいがあると感じ、8 割以上が援助事業に献身の気持ちと熱意を持って取り組んでいるとの結果が出ており、モチベーションは高く保たれている。また、職員を対象とした階層別研修については、各階層の職員に求められる要件を検証した上で研修テーマを整理し、内容を見直した。

新 JICA 発足に係る人事制度の一本化については、国際協力銀行（海外経済協力業務）との

調整を進める中で、21年度新卒採用者の採用手続きを一元化することとし、共同で準備を進めた。

## **1. 勤務成績の評価及び適材適所の人事配置の実施**

### **(1) 勤務成績の評価**

19年度についても、全職員を対象に勤務成績の評価を年2回実施し、その結果を賞与（6月、12月）及び昇給（7月）に反映した。また、階層毎に、評価制度の定着や的確な運用のための研修を以下のとおり行った。

- ・19年度新卒採用者及び経験者採用者に対し、評価制度、資格制度等人事制度に関する研修を実施した。また、3年次職員や中堅職員（新卒後8年次以降）に対する研修においても、人事制度の一層の理解を図るための講義を実施した。
- ・管理職に対しては、適正な評価の確実な実施の観点から、新任主査（チーム長昇任前）向けの評価者研修、出向・休職等により暫く評価者の立場で評価を行っていなかった管理職のための評価者研修を実施したほか、新任チーム長研修、中堅チーム長（グループ長への登用を控えたチーム長）研修、新任グループ長研修といった管理職を対象とした研修においても、人事評価に関する講義を行った。

これらの研修等の効果もあり、19年度に実施した職員へのアンケート調査では、約8割の職員が、評価制度について「理解している」と回答した。一方で、評価に際しての面接の内容、職員が取り組む課題・目標の設定等について適切であると回答した職員の割合は6割程度であることから、引続き職員の意識調査や研修等を通じて、人事評価制度が適切に実施・運用されるように促すこととする。併せて本アンケートでは、職員の7割以上が現在の仕事にやりがいがあると感じ、8割以上が援助事業に献身の気持ちと熱意を持って取り組んでいるという結果が出ており、モチベーションは高く保たれていることが確認された。

### **(2) 適材適所の人事配置**

人事配置について、階層毎に適材適所の配置に努めた。具体的には、若手職員は、在外強化の方向性を踏まえて作成したキャリアパスモデルに基づく人事配置、中堅職員は、地域や課題といった各々の専門分野の強みを活かしつつ多様な業務を経験し、基準人材（援助マネジメントのプロフェッショナル）に到達することを念頭に置いた人事配置、管理職は、各々の強みを活かしつつ組織貢献できるような人事配置に努めた。19年度に実施した職員へのアンケート調査では、89%の職員が現在の人事配置に「満足」又は「大いに満足」と回答しており、他方、「不満足」と回答した職員の割合は2%であった。

シニア人材に関しては、再任用制度に基づく再任用職員の募集及び選考を行った。

なお、子育てしやすい職場環境づくりを目指し、17年度に策定した「JICA行動計画（仕事と家庭（子育て）の両立に向けて）」の推進委員会を設置して進捗状況をモニタリングし、計画

が着実に実施されるよう取組を進めた。(なお、同計画は、17年度からの3カ年を目標期間とし、所期の目標を達成したところ、20年度は、各種取組の定着に向けた啓蒙・普及を中心とした1年間の活動計画を策定。)また、19年度は、13人の出産予定者に対して育児制度関連のオリエンテーション、育児懇談会等を開催し、子育てしやすい職場環境づくりの推進を図った。(19年度の育児休業取得者数は22人)

## **2. 職員の能力開発の機会の提供**

### **(1) 階層別研修**

階層別研修の拡充に向け、各階層の職員に求められる要件を検証し、研修テーマ・内容を整理した。19年度は、グループ長研修を新設するとともに、従来の指導職研修を主任研修及び副主任研修に細分化した。主任研修については管理職登用への準備、副主任研修については中堅職員としての意識付けを重視するなど、各々の階層に合わせて内容を見直した。また、管理職の組織マネジメント力の強化を目的とするスキル研修を新設した。(階層別研修全体では19コース(うち3コース新設)、受講者531人)

### **(2) 専門研修**

18年度に新設した在外事務所員研修について、受講者アンケートの結果、所員が担当する業務に関連する分野の主要課題及び課題アプローチに対する理解促進や関係者のネットワーク強化といった効果が確認されており、19年度も引続き実施した。具体的には、中米・カリブ(防災)、アフリカ(農業・農村開発)、アジア(インフラ・環境社会配慮)、アジア・大洋州(自然環境、環境管理)の4コースを実施し、在外事務所の職員46人が参加した。

また、職員のコアスキル強化のため、法務・経理・調達分野の研修を18年度に引続き実施した。また、「国を見る能力」の強化に関しては、国際協力専門員を講師とする中級研修を実施したほか、調査研究の成果に基づき作成した教材を活用して事務所員及び専門家向けの「国を見る視点」講義を実施した。

さらに、18年度にとりまとめた「改革の総仕上げに向けた具体的方策」では、職員等の専門性強化が課題の一つとされたことから、19年度は、プログラム化に関連する研修(P2M入門コース、PMC本格コース)を実施した。(専門研修全体では51コース、職員受講者数542名)

### **(3) 語学研修**

19年度は、従来の自己研鑽支援に加え、その拡充策の一環として、下半期から新たに各人のニーズに応じた個人研修(英語、9人)を導入した。(語学研修全体では19コース、受講者数171人)

以上のほか、職員の専門家、企画調査員、国際機関職員としての派遣等、実務を通じた能力開発の機会を提供した。

### **3. 職員数及び人件費の実績**

19年度末の常勤職員数は1,326人となった。

また、19年度の人件費は、予算額13,773,906千円に対し、支出実績額13,197,434千円であった。